◇**公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第九一号）（環境省）

一　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、改正前の四万六、五〇〇円から四万六、四〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

二　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、改正前の三万五、八〇〇円から三万五、七〇〇円等と改めることとした。（第二三条関係）

三　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、改正前の六五万一、〇〇〇円から六五万六、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

四　法第五四条第二項第一号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の六二円四一銭から六一円三銭に改めることとした。（第三四条第一項関係）

五　法第五四条第二項第二号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の二、〇五二円三四銭から一、七九八円二一銭等と改めることとした。（第三四条第二項及び別表第五関係）

六　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**予防接種法施行令等の一部を改正する政令**（政令第九二号）（厚生労働省）

一　予防接種法施行令の一部改正関係

1　一類疾病及び二類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五、七〇〇円から三万五、六〇〇円に、三万三、七〇〇円から三万三、六〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一一条関係）

2　予防接種法（昭和二三年法律第六八号）第六条第三項に基づく臨時予防接種に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、一一八万五、六〇〇円から一一八万三、二〇〇円に、九四万九、二〇〇円から九四万五、六〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一二条関係）

3　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、一五二万四、〇〇〇円から一二一万四〇〇円から一二一万五、六〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一二条関係）

4　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八三万六、二〇〇円から八三万四、二〇〇円に、五五万七、四〇〇円から五五万六、二〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一二条関係）

5　予防接種法第六条第三項に基づく臨時予防接種に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、三七九万三、二〇〇円から二七八万円に、三〇三万三、六〇〇円から三〇二万四、〇〇〇円に、二二七万六、四〇〇円から二二六万八、〇〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一三条関係）

6　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、四八七万六、八〇〇円から四八六万円に、三九〇万一、二〇〇円から三八六万八、〇〇〇円に、二九二万六、八〇〇円から二九一万六、〇〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一三条関係）

7　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八三万六、二〇〇円から八三万四、二〇〇円に、五五万七、四〇〇円から五五万六、二〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一三条関係）

8　予防接種法第六条第三項に基づく臨時予防接種に係る死亡一時金の額を、死亡した者が主たる生計維持者であったか否かに応じ、三三三万円から三、三一〇万円に、二、四九〇万五、〇〇〇円から二、四八〇万円に、それぞれ引き下げることとした。（第一七条関係）

9　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る死亡一時金の額を、四、二七〇万円から四、二五〇万円に引き下げることとした。（第一七条関係）

10　二類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、二七〇万九、六〇〇円から二七〇万円に、二一六万七、二〇〇円から二一六万円に、それぞれ引き下げることとした。（第二一条関係）

11　遺族年金の額を、二三七万円から二三六万一、六〇〇円に引き下げることとした。（第二四条関係）

12　遺族一時金の額を、七一一万円から七〇八万四、八〇〇円に引き下げることとした。（第二六条関係）

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正関係

介護に要する費用を支出した場合に支給される介護手当の支給限度額を、重度の障害者については月額一〇万四、五三〇円から一〇万四、二九〇円に、その他の障害者については六万九、六八〇円から六万九、五二〇円に、それぞれ引き下げ、介護に要する費用を支出しない場合に支給される介護手当の額を、月額二万一、五〇〇円から二万一、四二〇円に引き下げることとした。（第一八条関係）

三　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正関係

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五、七〇〇円から三万五、六〇〇円に、三万三、七〇〇円から三万三、六〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第五条関係）

2　機構が支給する障害年金の額を、障害の程度に応じ、二七〇万九、六〇〇円から二七〇万円に、二一六万七、二〇〇円から二一六万円に、それぞれ引き下げることとした。（第七条関係）

3　機構が支給する障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、八四万七、二〇〇円から八四万四、八〇〇円に、六七万八、〇〇〇円から六七万五、六〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第九条関係）

4　機構が支給する遺族年金の額を、二三七万円から二三六万一、六〇〇円に引き下げることとした。（第一〇条関係）

5　機構が支給する遺族一時金の額を、七一一万円から七〇八万四、八〇〇円に引き下げることとした。（第一一条関係）

四　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　新型インフルエンザ予防接種に係る医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五、七〇〇円から三万五、六〇〇円に、三万三、七〇〇円から三万三、六〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第三条関係）

2　新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、一一八万五、六〇〇円から一一八万三、二〇〇円に、九四万九、二〇〇円から九四万五、六〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第四条関係）

3　新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八三万六、二〇〇円から八三万四、二〇〇円に、五五万七、四〇〇円から五五万六、二〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第四条関係）

4　新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、三七九万三、二〇〇円から三七八万円に、三〇三万三、六〇〇円から三〇二万四、〇〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第五条関係）

5　新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八三万六、二〇〇円から八三万四、二〇〇円に、五五万七、四〇〇円から五五万六、二〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第五条関係）

6　遺族年金の額を、死亡した者が主たる生計維持者であったか否かに応じ、三三二万円から三三一万円に、二四九万五〇〇円から二四八万円に、それぞれ引き下げることとした。（第八条関係）

五　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第九三号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、クリゾチニブ及びその製剤並びにモガムリズマブ及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。